

平成13年 2月 8日

社団法人 北海道浄化槽協会長 様

北海道建設部建築指導課長



「住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」の策定
について

日頃より建築指導行政の推進にあたりご協力をいただき心から感謝申し上げます。

平成12年3月のJIS規格の見直しに伴い、住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員の算定方法については、平成12年5月1日から「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」により、基準面積を130㎡として5人槽又は7人槽として取り扱っているところです。しかしながら、例えば農村地域等においては、1世帯当たりの居住人員が少ない割に住宅の延べ面積が大きい傾向が見られ、高齢者夫婦2人世帯であっても7人槽の浄化槽を設けなければならないというように、算定式が明らかに実状に添わないと判断されるケースもあります。

このようなことから、北海道では、貴職のほか道内の特定行政庁、限定特定行政庁、北海道町村会、北海道市長会に対し意見照会を行い、それらの意見を踏まえた上で、水道使用量等から想定される汚水量が一定値以下であると判断される世帯については、JISのただし書に基づき5人槽で取り扱うこととする標記取扱方針を定めましたのでお知らせします。

つきましては、貴協会員への周知について、よろしく願いいたします。

今後とも、浄化槽の設置・維持管理等についての業界の指導につきまして、ご協力をお願いいたします。特定行政庁、限定特定行政庁に対しては、別添文書（写し）により運用の統一について協力依頼をしておりますので、申し添えます。

記

1 取扱方針

別添「住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」のとおり

2 その他

上記取扱方針は、平成13年4月1日から適用する。

（主査（建築基準））

住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針

この取扱方針は、住宅（併用住宅を含む。以下同じ。）に設置する浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、日本工業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302）」（以下「JIS」という。）の「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きの運用基準の明確化を図るものである。

1 目的

住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定にあたり、実情に添った処理対象人員を算定することを目的とする。

2 対象となる住宅等

対象となる住宅は、次に掲げる要件に適合するものであること。

(1) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用していない場合

尿尿浄化槽を設置する時点での居住人員、子供の出生等により将来的に増加が予定される人員及びピーク月における1日当たりの平均の水道使用量の関係が、次のイ及びロに掲げる式に当てはまること。ただし、農業用に水道を使用しているためにピーク月における1日当たりの平均の水道使用量が大きく算定される農家住宅等でハに掲げる式に当てはまる場合については、前述の要件に当てはまるものとみなす。

$$\text{イ } 50a + 200b + c \leq 850$$

$$\text{ロ } a + b \leq 5$$

$$\text{ハ } a + b \leq 3$$

$$\left[\begin{array}{l} a : \text{尿尿浄化槽を設置する時点での居住人員 (単位 人)} \\ b : \text{子供の出生等により将来的に増加が予定される人員 (単位 人)} \\ c : \text{ピーク月における1日当たりの平均の水道使用量 (単位 リットル)} \end{array} \right]$$

(2) 既存の住宅であり、かつ、井戸水を使用している場合

(1)のハに掲げる式に当てはまること。

3 提出書類

JISのただし書きに基づき処理対象人員を5人と算定した尿尿浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置届出書又は尿尿浄化槽確認申請設計概要書*（以下「浄化槽設置届出書等」という。）に別紙「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」を添付するものとする。

また、2の(1)ただし書及び2の(2)に適合することを要件とする場合については、更に住民票を添付することとする。

〔※ 建築確認申請と併せて尿尿浄化槽を設置する場合には「尿尿浄化槽確認申請設計概要書」その他の場合には「浄化槽設置届出書」〕

4 審査方法等

- (1) 市町村長は、「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」（及び住民票）が添付された浄化槽設置届出書等を受理した場合には、同チェックリスト中の記載事項等を確認し、北海道知事又は所轄支庁建築主事あて送付する。
- (2) 知事又は支庁建築主事は、浄化槽設置届出書等及び「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」の記載内容（及び住民票）に基づき2の要件に適合しているか否かを審査し、適合していると認められる場合には、住宅の規模に関わらず5人槽の浄化槽の設置を認めることとする。

5 施行期日

平成13年4月1日から適用する。

「住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員の算定方法の取扱方針」の考え方

1 目的

北海道では、基準面積を130㎡とした新基準を平成12年5月1日から運用しているが、農村地域等においては、1世帯当たりの居住人員が少ない割に住宅の延べ面積が大きい傾向が見られ、例えば、転売や世帯人員が増加する予定のない高齢者夫婦2人世帯であっても7人槽の浄化槽を設けなければならないというケースもあるため、JISの「2. 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書きの運用方法について検討することとした。

2 対象となる住宅

対象となる住宅は、既存の一戸建て住宅とした。これは、水道使用量（汚水量）の実態についてかなり高い精度で把握可能であるということと、転売等により居住人員が当初の想定以上に増加してしまう恐れが比較的少ないと判断したからである。新築（全部改築の場合を含む。）住宅については、水道使用量を把握することができないことや、転売等により居住人員が当初の想定以上に増加してしまう恐れが比較的大きいと判断し対象外とした。なお、既存住宅の増築、改築（全部改築を除く。）、大規模の修繕、大規模の模様替については、認めることとしている。

(1)では、原則として、居住人員（増加予定人員を含む。以下同じ。）が5人以下で、かつ、水道の使用実績から想定される汚水量が、1日当たりの平均で850リットル以下であることを要件とした。実際には、日によって使用水量の変動があることや、冬期間には浄化槽の処理能力が低下することが予想されるが、それらについては、15%の余裕の中でカバーできるものと判断した。なお、浄化槽設置に伴う増加汚水量については、1人当たり尿尿と洗浄水で50リットル、雑排水で150リットルと想定した。

ただし、例えば農家住宅においては、農業用に水道を使用しているために水道使用量が大きく算定されることが考えられる。その中から住宅用として使用した水量を判別することは困難なため、汚水量がどの位になるかを算定することはできないが、居住人員が3人以下である場合については、汚水量が850リットルを超える可能性が極めて低いと考えられることから、このような場合には例外的に認めることとした。

(2)では、井戸水を使用しているため水道使用量の把握ができない場合を想定している。この場合も汚水量を算定することが困難であるが、(1)ただし書と同様に居住人員が3人以下である場合については例外的に認めることとした。

3 提出書類

2の(1)柱書の要件により尿尿浄化槽を設置しようとする場合には、浄化槽設置届出書等に「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」を添付するものとし、2の(1)ただし書及び2の(2)の要件により設置しようとする場合には、チェックリストの他、更に住民票を添付するものとした。

4 審査方法等

(1)「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」の記載事項の確認については、市町村に協力を依頼することとしたものである。

(2)知事又は支庁建築主事は、浄化槽設置届出書等及び「JISのただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト」の記載内容（及び住民票）に基づき2の要件に適合しているか否かを審査することとしたものである。

5 施行期日

平成13年4月1日から適用することとした。

J I S のただし書きに基づく処理対象人員算定チェックリスト

今回、屎尿浄化槽の設置を予定している下記建築物は、建築物の使用状況から判断し、屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準 (J I S A 3 3 0 2) の算定人員では明らかに実状に添わないので、住宅部分の算定人員を5人とします。

なお、下記に記載の事項は、事実と相違ありません。

浄化槽設置者氏名

(署 名)

設置場所	浄化槽設置届出書 屎尿浄化槽確認申請設計概要書 に記載のとおり。		
浄化槽設置建築物の概要	用途	1 一戸建専用住宅 2 一戸建併用住宅	
	規模 (延べ面積)	住宅部分	_____ m ²
		その他の部分	_____ m ²
	居住人員	浄化槽設置時点での居住人員 _____ 人・・・(a)	
	子供の出生等により世帯人員が増加する予定の有無等	1 予定がない。 2 予定がある。	
		予定がある場合、増加する人員 _____ 人・・・(b)	
井戸水等の使用の有無	1 使用していない。 2 使用している。		
	概ね過去1年間におけるピーク月の1日あたりの平均の水道使用量の実績 (小数点以下四捨五入)	_____ m ³ /月	_____ リットル/日 ・・・(c)
備考			
市町村確認欄 *	特定行政庁	<input type="checkbox"/> 50 a + 200 b + c = _____ ≤ 850	
係員印	審査欄 *	<input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 5	
		<input type="checkbox"/> a + b = _____ ≤ 3	

注1 : ※印の欄は、記入しないでください。

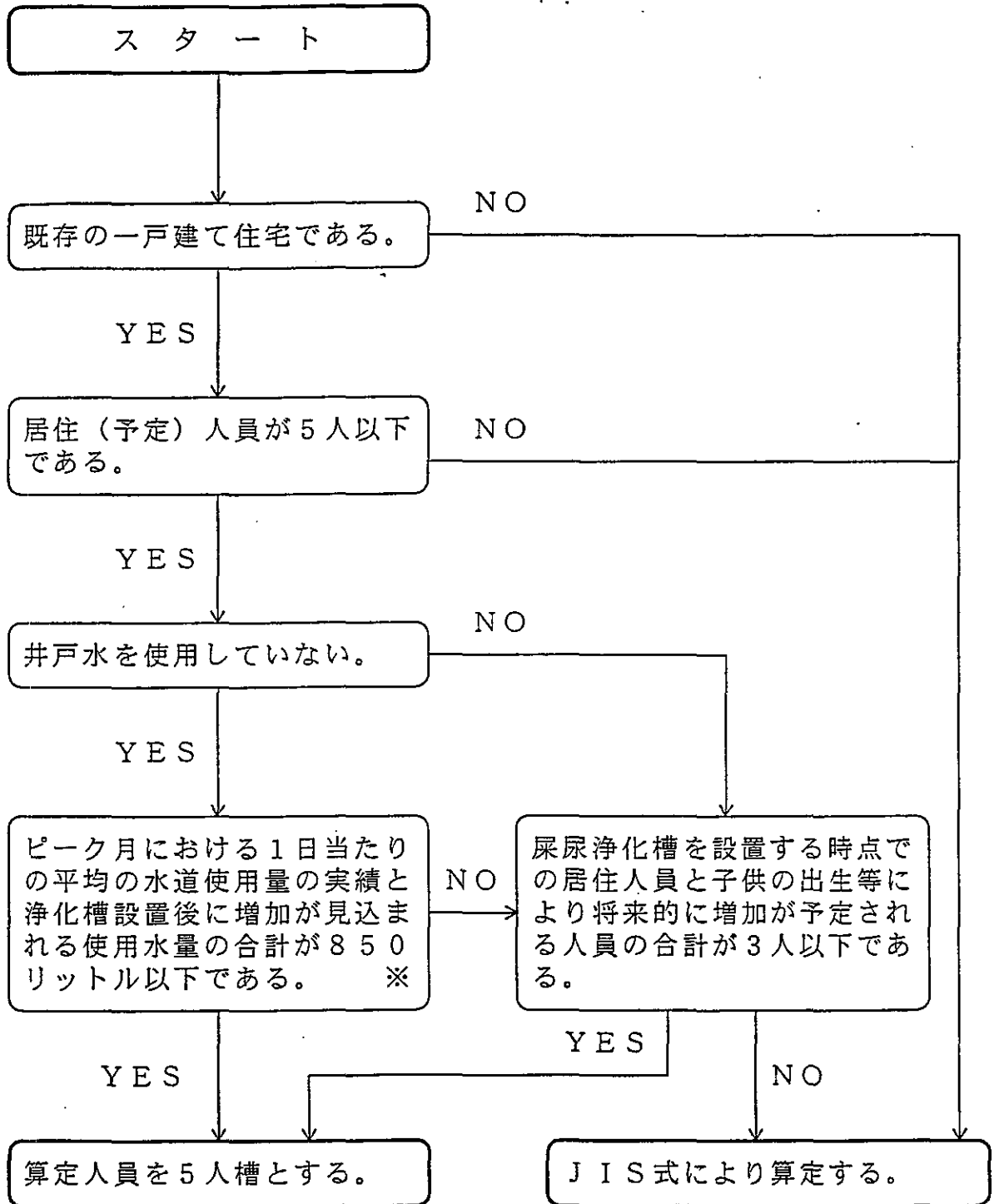
注2 : 一戸建併用住宅の居住以外の部分の人員算定は、J I S 式により算定してください。

注3 : (a) + (b) ≤ 3であることを要件にする場合には、住民票を添付してください。

【浄化槽人員算定のフロー】

参考資料

このフローシートは、浄化槽法上の処理対象人員の算定をするためのものであり、合併処理浄化槽設置整備事業における補助算定人員を定めるものではありません。



※ $50a + 200b + c \leq 850$ であること。
 (a : 尿尿浄化槽を設置する時点での居住人員 (単位 人)
 b : 子供の出生等により将来的に増加が予定される人員 (単位 人)
 c : ピーク月における1日当たりの平均の水道使用量 (単位 リットル))